

建設工事における入札保証の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号。以下「規則」という。）第6条から第8条までの規定に基づき、入札参加者に入札保証金を納付又はこれに代わる保証等を提供させる場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札の方法により請負契約を締結する予定価格3億円以上の建設工事のほか、契約規則の規定により必要とする工事を対象とする。ただし、参加資格等の条件を付すことで、この規定の目的を達することができると思われる場合は対象外とすることができる。

(入札の保証)

第3条 入札に参加しようとする者は、入札金額（税込み。以下同じ。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、入札参加者が次の各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の納付を免除するものとする。

- (1) 保険会社との間に発注者を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 銀行、市長が確実と認めるその他の金融機関（以下「金融機関等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に契約保証の予約をしたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第4条 入札参加者が次の各号のいずれかに掲げる担保を提供した場合は、それをもって入札保証金の納付に代えることができる。

- (1) 国債証券又は有価証券（浜松市会計規則（昭和39年浜松市規則第7号。以下「会計規則」という。）第9条第1項に掲げるものに限る。）（以下「有価証券等」という。）
- (2) 金融機関等の入札保証

(入札公告への明示)

第5条 入札保証金の納付を求めるときは、入札公告においてその旨を明示するものとする。

2 前項の場合における入札公告の例文は別記1によるものとする。

(保証の額)

第6条 入札保証金の額、有価証券等の額（会計規則第9条第2項に規定する有価証券の額をいう。）、入札保証の保証金額又は入札保証保険の保険金額（以下「保証の額」と総称する。）は、入札金額の100分の5以上の額としなければならない。

2 第3条第2項の規定により契約保証の予約を締結するとき、当該契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額以上又は保証金額が入札金額の100分の10以上でなければならない。

3 すでに納付又は提出された入札保証の保証の額又は契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の変更は認めないものとする。

(入札保証金の納付及び入札保証に係る書類の提出)

第7条 入札保証金は入札書提出期限の前日までに浜松市の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に納付するものとし、指定金融機関等の領収印のある領収済通知書の写しを持参又は郵送（配達証明付き郵便に限る。）するもの

とする。

2 前項によらない場合は、次の各号に掲げるいずれかの入札保証に係る書類を入札書提出期限までに持参又は郵送（配達証明付き郵便に限る。必着）するものとする。

- (1) 保険会社が発行する入札保証保険契約に係る保険証券
- (2) 契約保証の予約証書（発注者が求める契約保証が必ず付されることについて金融機関等又は保証事業会社が書面において約定しているもの）
- (3) 有価証券等
- (4) 金融機関等が発行する入札保証証書
（入札の無効）

第8条 次の各号に該当する場合は、その者の行った入札を無効とする。

- (1) 期限までに入札保証金の納付又は第7条第2項の規定による入札保証に係る書類の提出がなされなかった場合。
- (2) 保証の額が入札金額の100分の5に満たない場合。
- (3) 契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額に満たない場合。
- (4) 契約保証の予約に係る保証金額が入札金額の100分の10に満たない場合。
- (5) 提出された入札保証に係る書類に不備がある場合。
（保証期間の延長）

第9条 入札の延期又は落札決定の保留等により契約を締結する見込みの期日が延長した場合、第4条第1項2号に定める金融機関等の入札保証を提出した入札参加者に対して、保証期間を変更保証書の提出日から入札執行者が指定する新たな契約締結見込日までが含まれるように延長変更する旨の金融機関等が発行する変更保証書の提出を求めるものとする。

（入札保証金の還付等）

第10条 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札決定後に還付する。ただし、落札者に対しては当該契約を締結した際に還付する。

2 入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての有価証券等は、落札者の申出により契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部にあてることができる。

（落札者が契約を結ばない場合の取扱い）

第11条 落札者が契約を結ばない場合、入札保証金及び入札保証金に代わる担保としての有価証券等は還付しないものとする。また、入札保証保険の締結又は金融機関等との間に入札保証がなされているときはその定めに従って保険金又は保証金を請求するものとする。

2 契約保証の予約に係る予約証書を提出した落札者が契約を結ばない場合は、その者の入札金額の100分の5の額を落札者に損害賠償として請求するものとする。

（費用の負担）

第12条 入札保証金の納付及び入札保証に係る書類の提出に必要な費用は、入札参加者の負担とする。

（委任）

第13条 この要領の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 3 月 24 日から施行する。

別記 1

入札保証金

納付。ただし、浜松市契約規則第7条に掲げる国債その他有価証券の提供又は金融機関等（銀行又は市長の确实と認めるその他の金融機関に限る。以下同じ。）の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険の締結を行った場合又は金融機関等若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金を免除する。

（2）入札保証金の納付及び入札保証に係る書類の提出期限は以下のとおりとする。

入札保証金の納付 平成 年 月 日

入札保証に係る書類の提出 平成 年 月 日

（3）入札保証保険及び入札保証の期間は以下の期日を含むこと。

平成 年 月 日から平成 年 月 日

（4）入札保証の取扱いについては、浜松市契約規則並びに浜松市建設工事における入札保証の取扱要領に定めるもののほか、（別紙）建設工事における入札保証に関する説明事項によるものとする。

(別紙)

建設工事における入札保証に関する説明事項(例)

1 入札保証について

入札参加者は、次の各号のいずれかに掲げる入札保証を付さなければならない。なお、入札参加者が(2)又は(3)に掲げる保証を付したときは当該保証は入札保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、(4)又は(5)に掲げる保証を付したときは入札保証金の納付を免除するものとする。

- (1) 入札保証金の納付
- (2) 入札保証金に代わる担保となる国債証券又は有価証券(浜松市会計規則(昭和39年浜松市規則第7号。以下「会計規則」という。)第9条第1項に掲げるものに限る。)(以下「有価証券等」という。)の提供。
- (3) 銀行又は市長が確実と認めるその他の金融機関(以下「金融機関等」という。)の入札保証。
- (4) 発注者を被保険者とする入札保証保険契約の締結。
- (5) 金融機関等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)との間に契約保証の予約を締結しているとき。

2 入札保証に係る書類の提出方法について

(1) 入札保証金を現金で納付する場合

- ア 入札参加者は指定の期日までに入札金額(税込み。以下同じ。)の100分の5以上の入札保証金を納付すること。
- イ 入札執行者から入札保証金の歳入歳出外現金納付書兼領収書の発行を受け、入札保証金を浜松市の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関(「以下「指定金融機関等」という。」に納付すること。
- ウ 納付後は、当該金融機関の領収印のある領収済通知書の写しを入札保証に係る書類の提出期限として指定する期日までに入札執行者に持参又は郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。以下同じ。)すること。

(2) 有価証券等の提供による場合

- ア 有価証券等について、入札保証金に代わる担保として提供するものは、当面の間利付国債(証券として提供が可能なもの)に限る。
- イ 有価証券等の額はその額面金額の70%をもって計算することとし、当該金額が入札金額の100分の5以上であること。
- ウ 入札参加者は、指定の期日までに有価証券等及び「担保差入証」を入札執行者に持参又は郵送すること。

(3) 金融機関等の入札保証による場合

- ア 市長が確実と認めるその他の金融機関とは、原則として指定金融機関等とする。
- イ 入札参加者は、指定の期日までに入札金額の100分の5以上の保証金額である保証証書を入札執行者に持参又は郵送すること。

ウ 保証証書の内容には、次の事項を含むものとする。

- (ア) 名あて人が発注者であること
- (イ) 保証人が金融機関等であり、押印があること。
- (ウ) 保証委託者が入札参加者であること
- (エ) 保証に係る工事の工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
- (オ) 保証委託者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する旨の記載があること。
- (カ) 保証期間は、書類の提出日から入札執行者が指定する日までを含むものであること。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期限が保証期間経過後 6 か月以上確保されていること。

(4) 入札保証保険による場合

ア 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支払うことを約する保険であり、入札参加者は定額てん補方式を申し込むこと。

イ 入札参加者は、指定の期日までに入札金額の 100 分の 5 以上の保険金額である入札保証保険に係る証券を入札執行者に持参又は郵送すること。

ウ 入札保証保険証券の内容には、次の事項を含むものとする。

- (ア) 被保険者が発注者であること。
- (イ) 保険会社の記名押印があること。
- (ウ) 保険契約者が入札参加者であること。
- (エ) 契約の内容としての工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
- (オ) 入札保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより入札保証保険契約を締結した旨の記載があること。
- (カ) 保険期間は、書類の提出日から入札執行者が指定する日までを含むものであること。

(5) 金融機関等又は保証事業会社の契約保証の予約による場合

ア 保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。

イ 入札参加者は、指定の期日までに契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額以上又は保証金額が入札金額の 100 分の 10 以上である契約保証の予約証券を入札執行者に持参又は郵送すること。

ウ 契約保証の予約証券の内容には、次の事項を含むものとする。

- (ア) 名あて人が発注者であること。
- (イ) 金融機関等又は保証事業会社の記名押印があること。
- (ウ) 予約契約者が入札参加者であること。
- (エ) 保証に係る工事の工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
- (オ) 金融機関等又は保証事業会社と予約契約者との間に契約保証の予約を行ったことを証する旨の記載があること。

3 保証金額及び保証期間の変更について

- (1) 入札保証金の額、有価証券等の額、入札保証の保証金額又は入札保証保険の保険金額(以下「保証の額」と総称する。)及び契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額は、納付又は提出後の変更を認めないものとする。
- (2) 入札の延期又は落札決定の保留等により契約を締結する見込みの期日が延長した場合、金融機関等の入札保証を提出した入札参加者は、保証期間を変更保証書の提出日から入札執行者が指定する新たな契約締結見込日までが含まれるように延長変更する旨の金融機関等が発行する変更保証書を提出すること。

4 入札保証金の未納又は入札保証に係る書類の不備による入札の無効

入札保証に関し、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札保証金の納付がないもの又は2の(2)から(5)までに掲げる入札保証に係る書類の提出がないもの
- (2) 入札保証の保証の額及び契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額が規定の額に不足するもの
- (3) 2の(2)から(5)までに掲げる入札保証に係る書類に不備があるもの

5 入札保証金等の還付について

- (1) 入札保証金及び有価証券等は、次の方法により落札決定後に還付する。ただし、落札者に対しては当該契約を締結した際に還付する。

ア 入札保証金

入札参加者は「保管金払出請求書」及び「口座振替依頼書」を入札執行者へ提出する。入札執行者は当該書類の受領後速やかに、入札保証金の払出手続をする。

イ 有価証券等

入札参加者は「保管有価証券払出請求書」を入札執行者へ提出する。入札執行者は当該書類の受領後速やかに払出手続をする。

ウ 金融機関等による入札保証

入札参加者が提出する「保証書に係る領収書」と引き換えに、入札参加者を經由して入札保証証書を金融機関に返還する。

エ 入札保証保険

入札保証保険証券は返還しないものとする。

オ 金融機関等又は保証事業会社の契約保証の予約

契約保証の予約証書は返還しないものとする。

- (2) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての有価証券等は、落札者の申出により契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部にあてることができる。

6 落札者が契約を結ばない場合の取扱い

- (1) 落札者が契約を結ばない場合、入札保証金及び入札保証金に代わる担保としての有価証券等は還付しないものとする。また、入札保証保険の締結又は金融機関等との間に入札保証がなされているときはその定めに従って保証金又は保険金を請求するものとする。
- (2) 契約保証の予約に係る予約証書を提出した落札者が契約を結ばない場合は、その者の入

札金額の 100 分の 5 の額を落札者に損害賠償として請求するものとする。

7 費用の負担

入札保証金の納付又は入札保証に係る書類の提出に必要な費用は、入札参加者の負担とする。

8 その他

その他ここに説明の無い事項は、浜松市契約規則（昭和 39 年浜松市規則第 31 号）及び建設工事における入札保証の取扱試行要領によるものとする。